

土崎湊小宿松本家の業態

新堀道生

一 課題と対象

江戸時代、秋田藩の主要港である土崎湊には、移出入を取り扱う商人として問屋・小宿があった。安政元年（一八五四）時点で土崎湊の問屋株は一二軒、小宿株は二〇軒であった。^①幕末の商人名鑑には問屋一〇軒、小宿一六軒の名前がみえる。^②町奉行の言に「問屋小宿盛衰次第、一郷も又盛衰仕候」^③と表現されるように、問屋・小宿は物流拠点である湊において要となる存在であった。

小宿松本家については今村義孝氏の紹介がある。^④それによれば小宿は問屋から商品を引き受け、あるいは領内商人から注文を受けて商品を揃え、船手と商人・中買の取引を媒介するのが仕事であったという。「秋田県史」も同様に、小宿は

問屋から商品を引き受け、領内の商人と取引したとしている。^⑤

今村氏の論考では、小宿の業務を説明する史料として、次の二つが引用されている。前者は文久三年（一八六三）二月の秋田藩の達書で、後者は明治三年（一八七〇）十一月の小宿仲間の願書である。

（前後略）船々積下荷物、中買共商人同様小宿江掛合、直入相極候規定ニ而、中買とも勝手問屋江罷越、相對ヲ以論買致候様之儀不相成（中略）惣而下り品商取組之儀者小宿立会之上ニ可致^⑥

（前後略）御当湊船手交易之儀ハ先規より冲出し物惣而問屋

扱、沖入品悉皆小宿扱御基則御居被下置、然者沖入品売捌之義者、専ら私共業躰ニ御座候処、御町方商人・中買混乱仕、猥り二問屋江入込、船手相對二而直買仕候者有之（中略）入船有之候得者、其向々江通達仕候得者、御城下湊之商人者、其時々早速出張仕候、遠方之者共者、其節出湊致居候ものも有之候得共、出湊無之候もの江も兼而文通を以諸相庭為知置、諸品注文申請、其商人共之決意を以、船手江相向へ精々直組仕候（中略）中買共之振合者買人之有無二不拘、遠近之相庭相当・不相当二もよらず、其時之景氣之品を互二論合、直入仕候故、私共客向より被附置候直段よりいつも高直二買取られ、左候得者、小宿共者価之有之候品を踏み付ケ、中買共者正路之者と船手より賞せられ候振合⁽⁷⁾

要約すれば、①移出品は総じて問屋が扱い、移入品はみな小宿が扱うと定められている。②廻船が入津すると、知らせを受けた商人が湊へ出向く。湊に來ない遠方の商人からは予め小宿が注文を聞いておく。③領内商人（仲買・商人）が小宿と交渉し、小宿は船手と交渉して取引価格が決定する（直入・直組）。④領内商人は小宿を通さず直接に船手・問屋から買つてはならないことになっている。⑤しかし、仲買や町方の商人が、小宿を介さず問屋に出入りして船手と直接交渉に及び、小宿の權益が浸食される事態が生じていた。

右の史料からは、小宿が船手・問屋と領内商人との間に立って、取引価格の決定に携わり、売買を仲介していたことが理解できる。しかし、小宿の収益がどこから生ずるのかが不明確であり、取引の実態や、小宿と諸商人との關係が十分には理解できない。今村氏の論考は史料群の紹介を主眼とするものであり、代金の授受、経営規模など、小宿経営の基本的な情報はこれまで明らかにされてこなかった。幸い土崎湊の小宿、松本家の経営史料は幕末以降の帳簿類が多数残され、平成二十四年に筆者が勤務する秋田県立博物館に寄贈された。本稿ではこれを用いて小宿の業態を明らかにしたい。記録の量は膨大であるが、筆者の力量からさしあたり慶応元年（一八六五）の経営を分析対象とした。当時の当主は松本与右衛門である。隠居していた父与兵衛は同年六月、前年に命じられた「小宿主立」の退任を願ひ出しており、松本家は湊の小宿のなかでも有力な者であったと考えられる。

二 経営規模と商品の流れ

以下では松本家の経営史料により、小宿の商取引を具体的にみていきたい。

その際、基本史料として差引帳を用いる。差引帳は取引相手ごとに、商品の引取・引渡、代金の授受、貸付・返済など

表1 商品取扱高と貸金

	品目	(両)
移入	衣料	13,217
	塩	791
	鉄	790
	その他	175
移出	穀物	4,526
	その他	213
貸金	貸金	15,262
	貸金利子	954
	代金利子	233

典拠：各差引帳。移入は問屋からの引取額。移出は領内商人からの引取額。

を記し、差引勘定をした帳簿である。慶応元年度は次の四冊があり、その記事を相互参照することで商品・金銭の動きを追うことができる。

「船手差引帳」 〓 船手・問屋との取引

「久在差引帳」 〓 久保田商人、藩士、在方住人との取引

「地方差引帳」 〓 土崎湊の商人との取引

「仙北差引帳」 〓 雄物川上流の在方商人（大曲・角間川・横手等）との取引

まず表1に、差引帳により慶応元年の商品取扱高を示した。衣料が一万三二一七両と圧倒的に多く、穀物がこれに次ぐ。これは小宿の収入ではなく売買成約額で、小宿は後述のごとくその数%の手数料を得る。衣料は古手・繰綿・伸継・綿木綿などで、穀物は米がほとんどである。その他としたものでは砂糖、足袋、紙、石灰、傘などが移入され、荏粕など

が移出されている。一方、貸金は一万五二六二両、その利子は九五四両、小宿への支払いを延べ払いとする際につく利子が二二三両と多額にのぼっている。

表2により主要取引先をみる。1〜10は土崎の間屋で、うち杉山・間杉・川口・船木との取引が多い。これらの間屋に小宿は米・大豆などを引き渡し、逆に衣料・塩・鉄などを引き取っていた。取引額がゼロの間屋は、帳簿に問屋名のみが立項され取引がない。

11〜17は船手（廻船・領外商人）である。船手もたらず商品は問屋を通すのが原則であり、事実彼らの舶載商品の取引は主に問屋の項に記載されている。よって11〜17は便宜的に別項に立てたのであり、船手から小宿が直接商品を引き受けることは基本的に無かったと思われる。ただし、商品取引ではない金銭貸借は、小宿が船手と直接行っているようである。

なお、船手には加賀商人が多く、12の熊田屋は廻船を多数所持する北前船商人として名が知られている。松本の商品取扱高を船手別にみると、熊田屋が二八九四両で最多を占める。

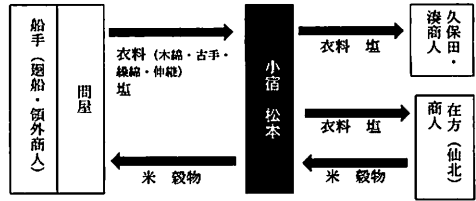
18〜32は久保田・土崎湊の商人で、小宿を介して衣料や塩を購入している。彼らは移出する商品を持っていない。木綿製品は連名で購入することがよくあり、表では複数人での記載が多くなっている。小宿から金銭を借りる者がしばしばあ

表 2 松本家の主要取引先

	商人名	地域	取引額(両)	松本から受	松本へ渡
1	杉山藤兵衛	土崎湊間屋	4,988	米 大小豆	衣料 塩 鉄
2	間杉五郎八	〃	6,186	米 荳粕	衣料 塩 鉄
3	川口長左衛門	〃	3,350	米	生蠟 傘
4	船木助左衛門	〃	2,494	荳粕	衣料 晒蠟
5	越後屋惣左衛門	〃	45		衣料
6	本間太左衛門	〃	2	金銭	取引
7	根布屋茂助	〃	343	米 貸金	鉄
8	神馬喜太郎	〃	0		
9	田牧五郎右衛門	〃	0		
10	小幡屋三郎右衛門	〃	0		
11	大仲屋由右衛門	〃	707	貸金	貸金
12	熊田屋	加賀	1,550		貸金
13	尾山屋	〃	677		衣料 貸金
14	加登屋市次郎	〃	187		衣料
15	加登屋又右衛門	〃	257		衣料
16	黒丸喜惣兵衛・豊吉	土崎	427		衣料
17	油屋定藏	山形か	3,553	衣料 貸金	
18	佐々木弥左衛門・田中平八・茜屋吉左衛門	久保田	860	衣料	
19	本屋栄治・秋山福治・佐々木良吉・茜屋吉左衛門・高堂屋吉兵衛・田中平八	久保田	728	衣料	
20	笠島長之助・本屋栄治・風間庄八・伊藤清兵衛・遠藤清助	久保田	1,159	衣料	
21	茜屋吉左衛門	久保田	220	衣料	塩
22	佐々木弥左衛門	久保田	3,232	衣料	貸金
23	伊藤清兵衛	久保田	227	衣料	
24	佐々木良吉	久保田	220	衣料	
25	田口吉右衛門	久保田	416	衣料	塩 貸金
26	碓屋三之助		40	鉄	
27	平沢村庫之助		94	鉄	
28	貝田長左衛門・石崎倉吉・貝田平吉・三國屋善兵衛		1,213	衣料	
29	斎藤勘太郎	土崎	1,345	貸金 衣料	
30	加賀屋東太郎	土崎	826	塩 衣料 米 貸金	貸金
31	能登屋松五郎		579	衣料 貸金	
32	石崎倉吉		902	衣料 貸金	
33	安藤清吉		3,536	衣料 貸金	米 大豆
34	小西多郎右衛門	大曲	543	衣料 貸金	米
35	中野屋喜兵衛	大曲	998	衣料 鉄 貸金	米
36	本郷吉右衛門	角間川	1,013	貸金	貸金
37	最上久右衛門	角間川	444	塩 衣料 貸金	米
38	高安亥三郎		427	貸金	米
39	小西彦四郎	薄井村	655	貸金	米
40	佐藤清十郎	増田	168	塩 貸金	米
41	服部源三郎	横手か	717	塩 貸金	米
42	渡辺八右衛門	横手	529	塩 砂糖 衣料	荳粕
43	江畑新左衛門	飯詰村	1,404	貸金	米

典拠：各差引帳

図1 小宿を介した商品の動き



三 移入品売買の過程

(一) 移入衣料の売買と代金決済

次いで、移入品売買の過程をみる。

表3は慶応元年の差引帳から三、四月の衣料取引を抜粋したものである。左覧は船手・問屋と小宿との取引、右覧は領内商人と小宿との取引を示す。一行目を例にとると、熊田屋忠治郎が回漕した木綿(伸継)を、小宿松本は七〇・二五両(金額a)で問屋杉山から引き取り、それを七一・六二両(金額

る。

33以下は雄物川上流の仙北商人で、小宿を介して衣料・塩・鉄などを購入し、米・大豆などを販売している。多くの者が小宿から金銭を借り入れている。彼らと小宿との取引は、借入・購入・販売額を合算し、差引して決済するのが通例である。

以上をふまえて、小宿を介した主要商品の動きを図示すると図1の通りである。

b)で土崎湊の商人三國屋善兵衛らへ引き渡している。金額aは小宿が問屋へ支払う金額で、金額bは小宿が領内商人から受け取る金額である。当然ながら後者の金額が大きく、差額は小宿が収取することになる。複数の船手の荷をまとめて一人の商人に引き渡す場合や、一人の船手の荷を複数の商人に分割して引き渡すこともある。左覧と右覧の記帳日は同一でないことが多い。領内商人との折衝、問屋側との折衝を経て、それぞれ金額が確定するからであろう。

表3をみると、小宿が船手・問屋から商品を買ひ、領内商人へ売っているようにみえなくもないが、売買の約定書を見ると領内商人が船手・問屋から買っている。たとえば、表3の三月十八日付・上野屋勘助の荷物について、売人と買人が取り交わした文書は、次のような文面となっている。

控

畑弥出

一、七貫拾五匁 伸継取合拾箇

直は四一五掛

貳貫九百拾壹匁貳分式

内百壹匁八分九厘 右口銭三分五

引残銀貳貫八百九匁三分三厘

此金四拾三兩 永式拾貳匁四厘

表3 衣料品取引3～4月

船手・問屋から小宿への引取					小宿から領内商人への引渡			差額 b-a
記帳 日	船手	問屋	商品	金額 a (両)	記帳 日	領内商人	金額 b (両)	
3/22	熊田屋忠治郎	杉山	伸継	70.25	3/20	三国屋善兵衛・石崎倉吉・ 貝田平吉	71.62	1.37
3/23	助儀儀三郎	同上	伸継	49.00	3/20	同上	50.76	1.76
3/12	上野屋吉蔵	問杉	伸継	84.36	3/12	同上	130.87	3.12
3/12	加登屋藤右衛門	同上	伸継	43.40				
3/18	桜井屋与之助	同上	伸継	21.45	3/15	小西弁治	21.69	0.24
3/18	上野屋勘助	同上	伸継	43.22	3/18	木村清兵衛・船木儀八郎	44.25	1.03
3/22	黒丸長三郎	越後屋	伸継	45.97	3/20	三国屋善兵衛・石崎倉吉・ 貝田平吉	46.57	0.60
4/4	竹多勘七	川口	白木綿	45.00	4/6	本屋栄治・秋山福治・茜屋 吉左衛門	47.31	2.31
4/4	上野屋勘助	問杉		82.80	3/24	本屋栄治・秋山福蔵・佐々 木良吉・茜屋吉左衛門・高 堂屋吉兵衛・田中平八	85.29	2.49
4/6	上野屋茂兵衛	問杉	伊予絹	41.42	3/28	笠島長之助	41.78	0.36
4/7	橋本屋米蔵	問杉	伸継	47.26	4/1	久保屋武兵衛	48.25	1.00
4/7	上野屋武兵衛	問杉	伸継	33.33	3/27	能登屋松五郎	33.45	0.12
4/7	福本市郎右衛門	船木	古手	378.01	3/24	貝田長左衛門・石崎倉吉・ 貝田平吉・三国屋善兵衛	387.37	9.36
4/7	古川屋多三郎	川口	木綿	151.70	4/9	本屋栄治・秋山福治・茜屋 吉左衛門	102.81	26.81
					4/17	佐々木弥左衛門	75.71	

典拠：左覧は「船手差引帳」、右覧は「地方差引帳」「久在差引帳」「仙北差引帳」

両替六拾五匁

右之通御座候、以上

三月十八日

買人

木村清兵衛(久保田商人)

船木儀八郎(久保田商人)

上野屋勘助殿(船手)

問杉岩太郎殿(問屋)

右の文面に小宿の名が無いことに注意したい。買人は木村・船木であり、小宿ではない。小宿は売買当事者ではなく仲介者の立場にあり、商品を自己の在庫としないのが原則である。ただし例外として、「引受」と称して、小宿松本自身が船手の荷を買う場合がある。

右の購入代金四三二二〇四両を、実際に誰が誰に支払うかといえ、買人が船手・問屋へ支払うのではなく、差引帳によれば小宿が問屋へ支払っている(表3の金額a)。言い換えれば、小宿は買人が行うべき支払を代行している。買人が実際に支払うのは若干上乘せした金額(金額b)であり、それは問屋ではなく小宿に支払っている。a bの差額は小宿が得る仲介手数料と解される。

さて、この伸継一〇箇の代金は、小宿・問屋間でどのように決済されたであろうか。表4は小宿松本の間屋問杉に対する

表5 木村清兵衛・船木儀八郎との取引 3/18～5/10

記帳日		金額 (両)	摘要
3/18		44.25	伸継引渡
3/27	入	10.00	代金受取
3/27	入	25.00	〃
5/10	入	9.00	〃

典拠：「久在差引帳」のうち「木村清兵衛・船木儀八郎」の項

表4 問屋間杉との取引 3/18～4/12

記帳日		金額 (両)	摘要
3/18	入	43.22	上野屋太兵衛船 伸継 10 丸引受
4/5	入	81.75	嶋屋長左衛門船 塩 200 俵引受
4/7	入	32.66	上野屋武兵衛船 伸継 10 丸引受
4/7	入	47.13	橋本屋米蔵船 伸継 10 丸引受
4/5		83.80	白米 200 俵引渡
3/27		10.00	伸継代支払い
3/27		25.00	伸継代支払い
4/5		130.00	支払い
4/5		50.00	支払い
4/5		50.00	支払い
4/8		28.00	伸継代支払い
4/8		7.00	支払い
4/12		7.50	支払い
4/12		7.50	支払い
4/12		25.00	伸継代支払い
4/12		25.00	伸継代支払い

典拠：「船手差引帳」のうち「問杉船附込」の項

る三月十八日から四月十二日にかけての商品・金銭のやり取りである。表中に「入」とあるレコードは、問屋から商品を受け入れたことを示し、「入」がないのは問屋への支払い・返済、商品引き渡しを示す。これによると、伸継一〇箇の代金はそれだけが単独で決済されるのでなく、他の取引と合算し、分割・延べ払いや相殺によって決済されている。

一方、小宿と買入木村・船木との間でどのように決済され

表6 支払完了までの所要期間

品目	引取値 (両)	小宿から問屋への支払		領内商人から小宿への支払	
		記帳日	支払完了	記帳日	支払完了
伸継	49	3/22	3/22	3/20	4/20
伸継	84	3/12	4/5	3/12	4/20
伸継	21	3/18	4/5	3/15	4/19
伸継	43	3/18	4/5	3/18	5/10
伸継	47	4/7	4/5	4/1	5/15
古手	378	4/7	7/4	3/24	7/14
伸継	179	4/20	8/4	4/16	8/7
繰繰	177	4/23	4/22	4/16	閏 5/7
布団	145	4/24	8/4	4/16	12/14
古手	231	閏 5/7	閏 5/12	閏 5/3	10/16
伸継	69	6/26	7/14	6/26	10/1
古手	829	7/24	7/22	7/22	12/14
古手	775	8/28	9/7	8/20	11/8

典拠：各差引帳

たかといえ、表5のごとく、五月十日までに木村・船木から小宿へ分割して代金が支払われている。他の取引においても、領内商人から小宿への支払いは、もっぱら分割・延べ払いによって行われている。

表6のごとく、領内商人から小宿への支払いは、小宿から問屋への支払いにくらべ遅くなることが多い。領内商人が代金をすぐに払えないのに対し、資力のある小宿が問屋への支払いを代行すれば、船手・問屋は早期に代金を回収することができる。売買から決済に至る取引過程のなかで、小宿は売買の成立に関与するとともに、決済機関として移入品取引を支えていた。

(二) 貸金、代行業務

表7は木綿類の大口取引先である久保田商人、佐々木弥左衛門に対する小宿松本の取引を示したものである。佐々木家は天保年間に牛島村から大町一丁目へ移って古着商を営み、のち質屋株を取得した商人である。「入」は松本が代金や返済金を受け取ったことを示し、他は商品を引き渡しあるいは金銭を貸したことを示す。これによると、松本は前年末時点で佐々木に対し一〇〇〇両をこえる貸しがあり、一月から五月にかけてその返済を受けている。佐々木は松本を介して四月から計六回二〇〇〇両の古着・木綿を買い、分割で代金

表7 佐々木弥左衛門との取引

月日	金額 (両)	摘要	月日	金額 (両)	摘要
子 12	1164.24	前年未収金		31.60	
子 12/1	入 100.00	うち受取	11/9 ~ 12	入 350.32	受取
1/13 ~ 5/3	入 1032.84	〃		64.35	古手引渡
	5.42	両替費用貸し	8/20	入 64.13	受取
7/29	入 20.43	受取		430.00	古手引渡
7/29	10.76	古手代残金を転記		36.55	利足
8/14	0.14	古手 3 箇荷造り貸	3/9	入 100.00	受取
2/晦	入 2.38	受取		1.70	利足
4/17	26.59	木綿 1 箇引渡	9/16	1.31	立替
4/17	75.71	木綿 2 箇引渡	9/5	0.58	古手 9 箇荷造り貸
4/22	0.22	同上 3 箇荷造り貸	9/5	0.66	古手同
	1.53	利足	9/22	1.25	立替
8/8 ~ 9/9	入 102.45	受取	10/17	0.21	古手 2 箇造り貸
5/29	1030.76	古手 18 箇引渡	12/29	1.31	
閏 5/5 ~ 11	入 1020.00	受取	11/晦	入 123.84	振合にて受取
閏 5/11	1125.00	貸金 7 月限り	11/晦	5.32	過分につき返金
閏 5/11	121.20	同利足	11/晦	入 28.42	受取
7/2 ~ 12/29	入 1172.13	受取	11/晦	3.05	酒代振合にて受取
7/8	351.07	古手引渡			

典拠：「久在差引帳」

を支払っている。頻繁に金銭を借り、衣料代金を完済する前の閏五月十一日にも一一二五両を借りている。佐々木にとつて松本は経営資金の提供者でもあった。その他、しばしば荷造り賃が出勤されており、これを佐々木から取り立てているから、松本は荷造りの代行（費用立て替え）を行ったことになる。こうした荷造り賃、浜揚げ賃などの立て替えは、他の商人に対してもしばしば行われている。移出入に携わる得意先に対し、その業務を補助・代行することも、小宿の仕事の一つであった。

(三) 領外商人への注文

福本極書写

覚

一、「ギョク緑」「マル寿」繰綿 拾駄也

両銘之内

金相庭六十五匁

銀百匁付三貫八百五十匁式分

右海上受合、荷着迄、利足壹割式分、直買直二受取可申候、尤も運賃諸か、り買持、大坂壹番船へ積入極、三四両月夏五月より壹分利足付、六月限、若五月着二相成節ハ五月より無利足、六月限、右之通取極、御注文申受候処実正御座候、然上ハ直段高下二不抱、荷着次第無相違御渡可申候、為念

一札如件

嘉永六

丑十二月十日

松本与右衛門殿

注文主よりハ船手綿高下二不抱受取之事ニ認遣置事^①

(近江川守)
福本七右衛門
政次郎

右は松本家で業務の参考記事をまとめた冊子「万用大宝恵」に収められた文書である。なお、「ギョク緑」など角括弧内の表記は、銘柄を文字・図形で表した記号が原史料に載せられているのを、ここで便宜的に文字化して示したもので（以下同）、「ギョク緑」は宝玉の図形の中に「緑」の文字がある。これは小宿が領内商人の注文を受け、領外商人へ発注していたことを示している。近江国川守の商人福本は、松本から繰綿の注文を受け、大坂一番船、すなわちその年の最初の北国発送船へ積み込むことを約している。福本は値段の高低にかかわらず土崎湊へ到着次第荷を渡すとし、注文主は値段の高低にかかわらず受け取るものとしている。小宿に対してそう約しているのであり、この史料は小宿が湊での取引価格の決定に関与したことの一つの証左である。

(四) 輸送事務

同じく「万用大宝恵」に、松本が商品を横手商人へ駄送する
場合の送状が収録されている。

湊より送状

一、中八印三ツ渡線綿 式箇半

蕙掛造上目拾七貫四 拾七貫四 八貫四

此駄沓駄 雨覆式枚添

横手迄駄賃銭向 預四拾貫文相添

右預裏印

右之通仕送差遣間、濡朽等御改御受取之上、駄々無遅滞
急段御仕送被成下度候、為念之送状如件

嘉永六年

丑何月何日

松本

駄々御役人衆中

与右衛門

賃銭御受取分処書下夕へ御書印被成下度候

上十五日

下十五日

久保田

久保田

戸島

和田

サカイ

淀川

(中略)

横手

中西八郎右衛門殿行

線綿であるから、領外商人が回漕した下り荷なのであろう。

小宿が移入品の領内輸送を取り扱っていたことが分かる。

次は、「万用大宝恵」に収録された大坂商人の送状の雛形である。

大坂より送荷状写

(中略)

同何屋何兵衛殿船送状

一、何印何品

何拾何箇

何拾何番

何屋出し

右之通荷物積入候条、参着之砌御改御受取可被下候、
万一海上之儀者大坂廻船可為御法候、以上

寅何月

木屋市郎兵衛

羽州秋田

松本与右衛門殿揚

同 横手

渡辺八右衛門殿行

届先は横手の渡辺八右衛門で、松本与右衛門「揚」とある

のは、松本が土崎湊での到着荷物の確認やその後の輸送手配を託されているからであろう。差引帳によれば、渡辺は小宿松本を介して塩・砂糖・衣料などを買い、荏粕を売る得意先である。

「万日記」によると、慶応元年六月、横手の渡辺八右衛門から書状が到来した。その内容は、天神丸が回漕する繰綿は川船に積んだか、それともまだ湊に到着していないか、橋本屋が積み下す上方荷は川船へまだ積んでいないのか、木綿・石灰・紙・墨・荒物などは急いで川登せしてほしい、諸相場はどうなっているか知らせてほしい、などの確認や要請であった。七月四日には問屋から、紺屋吉助の船が南浜で難船したため現場へ出張してほしいと要請があった。七日には渡辺八右衛門から来た使いの者に、南浜での難船荷物を書きあげて渡している。恐らく難船により荷物の到着が遅れていたのであろう。

以上によれば、小宿は領内商人に宛て送られた移入品を、湊で受け取り、購入者へ輸送する事務を行っていた。もつとも、すべての移入品について小宿が領内輸送を担ったとは考えづらい。得意先との関係次第であっただろう。ともあれ小宿業の守備範囲は、発注・売買・領内輸送といった流通過程の全般にわたっていた。

四 移出

(一) 移出と集荷の過程

表8は差引帳にみえる三ヶ月の穀物取引の記事を抜粋したものである。金額aは問屋が小宿へ支払う金額、金額bは領内商人へ小宿が支払う金額である。小宿は金額bに対し若干上乘せした金額を問屋から収取する。このように船手・問屋と領内商人との間に立つて売買を仲介することは、移入の場合と同様である。

ちなみに数量では米穀が多い。年間では一万七九〇俵の穀物を問屋へ引き渡し、そのうち米穀が九五五〇俵を占める。月別では三ヶ月が五三三九俵と最多で、五ヶ月は三三三五俵、七ヶ月は二四一七俵、十月は九四俵で、閏五月までに穀物移出はおおかた終わる。

ここで問題となるのは、冒頭に掲げた史料で、移出は問屋、移入は小宿が扱うとされていることである。しかし、小宿松本は穀物移出も仲介している。年代は異なるが嘉永六年(一八五三)の土崎湊移出米は七万四四八〇石^⑧で、右の松本經由の移出米九五五〇俵は一俵三斗とみて二八六五石でその四%弱となる。問屋が一二軒あったのを考えれば必ずしも微量ではない。その事情を理解するには、問屋の業務を分析して比較する必要があるが、ここではその余裕がな

表8 穀物取引 3～5月

小宿から船手・問屋への引渡					領内商人から小宿への引取			a-b 差額 (両)
記帳 日	船手	問屋	商品	金額 a (両)	記帳 日	領内商人	金額 b (両)	
3/18	鵜屋儀三郎	杉山	大豆 1000 俵	379.94	— 4/11	安藤清吉	364.97	14.97
3/16	熊田屋源太郎	杉山	白米 1000 俵	412.03	— 4/11	安藤清吉	398.06	13.97
4/5	鵜屋長左衛門	問杉	白米 200 俵	83.8	— 4/5	服部源三郎	81.15	2.65
4/7	古川屋清作	川口	白米 330 俵	137.82	— 4/7	小西多郎右衛門	66.34	-0.89
					⌊ 4/7	土田彦七	72.37	
4/21	福本市郎右衛門	船木	白米 1331 俵	562.52	— 4/22	竹内清助	91.39	0.12
					⌊ 4/23	多可屋源助	211.92	
					⌊ 4/25	小西多郎右衛門	74.77	
					⌊ 4/25	最上久右衛門	60.76	
					⌊ 4/25	土田彦七	37.42	
					⌊ 4/28	奥山佐兵衛	73.55	
					⌊ 4/25	服部源三郎	12.6	
5/21		杉山	白米 102 俵	41.82	— 5/22	小西彦四郎	20.41	
4/17	紺屋吉助	杉山	白米 50 俵	22.07	— 4/22	三浦喜右衛門	85.17	2.66
4/21		杉山	玄米 700 俵	262.18	— 4/25	高安亥三郎	233.12	7.31
					⌊ 4/25	高安亥三郎	21.75	

典拠：「船手差引帳」「仙北差引帳」

い。売買成約後の決済の過程で、小宿は移入商人から代金を回収し決済を完了させるが、移出においては問屋から支払いを受けるのみで、船手がどう決済するかは小宿の帳簿には表れない。そこは問屋・船手間で決済するのだろうか。あくまで推測だが、買手から代金を回収し取引を完結させる決済機関が、移入では小宿、移出では問屋であることから、移入は小宿、移出は問屋の所管とみなされたのかも知れない。

さて、表中の三月十八日付、鵜屋儀三郎が購入した大豆について、「極書帳」と題する帳簿に売極書が写されているので次に掲げる。

極書

石保丁五郎八蔵入御見済包

一、「分銅」焼印大豆 千俵

直は三斗二付正金式拾四匁九分

代金

内正金三百拾壹兩壹歩右代金之内受取、残金蔵敷引替
請取定、引配当廿日迄勝手之定

右之通り売極仕候所実正ニ御座候、為念売極書仍而如件

元治貳年

丑二月四日

売人

安藤清吉(大曲商人)

宿 松本与右衛門（小宿）

鴟屋儀三郎殿（加賀商人）

宿 杉山藤兵衛殿（土崎湊問屋）

中立 東太郎殿

弥助殿

安清様方廿四匁九分之所廿五匁替当月限無利足申遣候、船方廿四匁九分之所、内壹分仲間江遣候約定、引残廿四匁八分正直段^①

直式拾四匁九分

代銀四拾四貫八百式拾匁

此金六百八拾九兩 内正金三百兩 為指金受取

残金——

引配来丑三月十日限、元利藏前受取之上渡、尤代金
升立之上過不差引之定

右之通売極仕候宛実正

元治元年子十一月廿日

安藤清吉

松本——

鴟屋儀三郎様

杉山藤兵衛様^②

中 か、東殿

右によれば、先の移入取引の場合と同様、小宿松本は売人ではなく仲介者である。小宿は売人側の「宿」で、問屋は船手側の「宿」とされている。「極書帳」所収の極書をみると、同様に小宿を領内商人の「宿」、問屋を船手の「宿」とする極書が多い。問屋と小宿の差は、一つには船手の窓口となるか、領内商人の窓口となるかという違いにあった。

次いで、集荷の過程に目をむけてみよう。右の二月四日付売極書にみえる大豆一〇〇〇俵は、差引帳によれば三月十八日に問屋へ引き渡され、四月十一日に安藤への支払額が確定し記帳された。この取引については、すでに前年末に交渉が始まっており、次のごとく十一月に売極書が作成されている。

一、大豆千八百俵

これは日記中の写しであるため「——」のごとく略記した箇所がある。宛所の「か、東」は先の極書にも登場する中立（中買とも記される）の加賀屋東十郎である。これによると十一月二十日の時点では一〇〇〇俵ではなく一八〇〇俵の売却を予定していた。その三日後、十一月二十三日、松本は鴟屋儀三郎に書状を送り、加賀屋東太郎を通して鴟屋から相談のあった小豆の件につき、仙北に松本が遣わした飛脚が帰還したところ、仙北では預札の相場が乱れ、荷を揃える相談ができない状態で、買い時を見計らって買極をすると伝えてい

表9 安藤清吉との取引 4/15まで

記帳日	金額 (両)	摘要
子 11/4	400.00	貸付 明春穀物 2000 俵積下し約定
	25.00	同上利息
子 11/7	4.00	内金
子 10	0.09	味噌 5 樽造り賃
子 11/24	5.00	大豆 533 俵運賃 勇吉・甚蔵船へ
子 11/1	1.50	〆 150 俵運賃 清治船へ
子 11/29	1.00	〆 108 俵運賃 甚助船へ
子 12/1	2.00	〆 209 俵運賃 佐五右衛門船へ
子 12/10	0.31	飛脚賃立替
丑 2/29	0.37	塩荷造り賃立替
2/25	0.50	[イゲタ] 白米 100 俵運賃 万五郎・甚八船へ
3/2	0.25	[イゲタ] 白米 50 俵運賃 魚吉船へ
3/3	0.25	[イゲタ] 白米 50 俵運賃 佐五右衛門船へ
3/3	0.17	飛脚代
3/10	3.00	赤星米 650 俵運賃 甚之助・万五郎・清治・米蔵・富吉船へ
3/10	70.00	[フドウ] 大豆 1000 俵手付
3/16-17	1.00	[イゲタ] 白米 200 俵運賃 各船へ
3/20	2.00	赤星米 100 俵運賃 甚八船へ
4/3	40.00	直に御渡し
4/3	入 100.00	受取
4/11	11.00	赤星米 1000 俵蔵敷
4/11	入 398.06	[イゲタ] 焼印白米 1000 俵引取
4/11	入 364.97	[フドウ] 焼印大豆 1000 俵引取
4/15	67.50	三浦喜右衛門様から振合

典拠：「仙北差引帳」のうち「安藤清吉」の項

る。これは小豆であって大豆ではないが、十一月段階で鴉屋の意を受けて、中立加賀屋や小宿松本が仙北での集荷にむけて動いていた。

鴉屋は差引帳によれば、湊で穀物を買ひ木綿衣料を売る加賀商人で、元治元年十二月、小宿松本に三〇〇両を貸した記述がある。右の売極書をみると、十一月末の時点で三〇〇両の内金を出すことが決まっております、それは翌春の積荷を確保するための資金供与であった。なお、この三〇〇両は売極書の文面をみると安藤が受け取ったかのようにみえるが、差引帳によると松本が受け取ったまま、翌春、鴉屋むけの大豆引渡と相殺して決済している。そして、それとは別に十一月四日の時点で、松本は安藤に四〇〇両を穀物川下げの予約金として貸している(表9)。四〇〇両の原資は「船手差引帳」によれば加賀の熊田屋が松本に貸した金銭である。つまり松本は熊田屋から借りた金銭を安藤に貸す一方、鴉屋が安藤との予約金として供した金銭は自身の手元に残した。こうした資金のやり繰りは松本自身の判断で行っていたと思われる。

このように、売極書によれば、前年末の段階で安藤と船手鴉屋は暫定的に売買を約しているが、実際には鴉屋の意を受けた小宿が、それに先だって予約金を安藤に渡し、また現地の相場情報を押さえ、その情報を鴉屋へ知らせるなど、独自の判断を交えつつ集荷を図っている。

次に、移出する領内商人との決済がどのように進められたかをみる。

表9は、穀物類の大口取引先である大曲の商人、安藤清吉との四月中旬までの取引を示したものである。それによると、前年末時点で松本は安藤に四〇〇両を貸し、翌春の穀物出荷の約束を取り付けた。そして十一月一日から十二月一日までに大豆一〇〇〇俵が川下げされ土崎湊へ到着している。そして松本は運賃を立て替えて払い、その金額は後に差引決済される。その他、松本は安藤に対し、荷造り賃、飛脚代などを立て替えており、こうした代行業務も小宿の役割の一つであった。なお、赤星米一〇〇〇俵の蔵敷(四月十一日付)は松本の所有する蔵の蔵敷であることが「両蔵穀出帳」で確認でき、差引勘定をする形式上、出金としているが、松本の収益となる。

このように、穀物移出の過程をみると、小宿は船手に対して穀物集荷を取り計らい、領内商人に対して金銭を貸して出荷を促し、輸送・梱包経費を立て替えるなど、移出入の実現に必要なものもろの業務を行っていた。

表10は元治元年と慶応元年の二年間、小宿松本が雄物川流域の商人へ貸し付けた金銭の一覧である。おおむね七月以降、翌春の移出品を確保するため積極的に前貸金を供している。次の史料は前貸にあたり領内商人と交わした借用金証文

表10 仙北商人への貸金 元治元年～慶応元年

貸付先	貸付日	金額(両)	貸付条件
三浦喜右衛門	元治元 7/7	70	明春米積下
本郷吉右衛門	1/9	300	〃
小野地半七	10/7	100	〃
安藤清吉	11/4	400	明春穀物 2000 俵積下
小西多郎右衛門	11/4	100	明春米積下
富樫伝右衛門	1/11	300	明春 1500 俵積下
小西理兵衛	12/12	70	明春米 300 俵積下
最上久右衛門	慶応元 8/3	100	明春米積下
栗林礼蔵	8/4	5	〃
高安亥兵衛	8/7	100	米積下
高安亥兵衛	9/6	100	10月または明春米積下
安藤清吉	9/7	450	明春米積下
伊藤清左衛門	11/3	300	明春玄米 1000 俵積下
岡田市三郎	11/16	100	明春米積下
小西多郎右衛門	11/24	100	〃
小西彦四郎	12/12	150	来年4月限米積下
佐野吉左衛門	12/13	44	来年3月玄米 100 俵積下
伊藤九左衛門	12/21	100	来年7月20日限米積下

典拠：「仙北差引帳」

で、来春の積下げ米で返済することが明記されている。前貸金は前述のように船手から提供されることもあったが、それはそれとして小宿が自身の名をもって集荷の交渉にあたり、それと

覚

一、正金老百兩也 当月より利足付
来寅三月切返済之定

右之通要用ニ付此度借用仕候処実正ニ御座候、返済之儀、来
春積下米ヲ以元利無間違御返済可仕候、為後日之借用一札如
件

慶応元年

岡田

丑十一月

市三郎(印)

松本与右衛門殿¹⁹⁾

(二) 手数料

移入・移出いずれの場合も、小宿が買人に引き渡すときの
値段は、小宿が売手側から引き取るときの値段より多大で
ある。この差額は仲介手数料とみなされる。慶応元年の取
引では、その金額は穀物では引取値の二〜四％程度で平均
三・八％、衣料では二〜五％程度で平均二・四％である。慶応
元年の手数料の合計は、確認できる範囲では、衣料取引で
三〇五兩、穀物取引で一七四兩、計四七九兩である。これが
取引の仲介それ自体によって得られる収入であるが、差引帳
には、取引に応じて納めなくてはならない役銀が記されてお
り、その一つは「御役銀上納」で、松本は年間一七二兩を支
出している。他に小宿会所への「歩一銀」を六二兩支出し、

四一兩が割り戻されている。これを差し引くと二八七兩ほど
が手元に残る。なお、前者が出入役銀と呼ばれる移出入税と
同じものかどうかは不明である。

手数料はどのように算出されるのであろうか。穀物取引に
おいては、単価(三斗当たりの値段)に差を付けることで引
取値・引渡値の差額が生じていることが多い。ただし、単価
は同額でも総額が異なる場合もあり、その理由は不明である。
衣料品の場合、引取値と引渡値をくらべると、①引取値にお
いて商品価格が多めに割引され、かつ口銭(商品代金の三・
五％)が差し引かれている場合と、②割引率は同率だが口銭
を多めに差し引いている場合とがあり、それによって差額が
生じている²⁰⁾。この場合分けがどのような名目で行われるか、
今のところ判然としない。個々の取引についての詳しい仕切
書等が残存していないため、討究が難しい。

五 貸金と小宿の金融機能

小宿松本が売買仲介によって得る手数料が、衣料・穀物で
五〇〇兩程度であるのに対し、貸金の規模は表1に掲げたよ
うに年間一万三二一七兩で、その利子が九五四兩、引渡商品
の代金利子が二三三兩にのぼる。金額的にみれば利子収入が
収益のなかで最大の比重を占めていた。

表 11 松本の主な貸付先

貸付先	金額 (両)	貸付条件	松本との 取引商品
安藤清吉	2004	米積下 他	衣料 穀物
斎藤勘太郎	1297	木綿引当	衣料
佐々木弥左衛門	1003		衣料
石崎倉吉	890	木綿引当	衣料
江畑新左衛門	740		米
能登屋松五郎	560	木綿引当	衣料
武田六兵衛	528	鉄引当	鉄
真鍋和助	500	米引当	なし
小西彦四郎	405	米積下	穀物
小西多郎右衛門	400	米積下	穀物 衣料
金子清四郎	400	木綿・鉄引当	塩
最上久右衛門	350	米前貸	穀物 衣料 塩
播磨屋六右衛門	330	米引当	
三浦卯三郎	315	木綿引当	衣料
大仲屋由右衛門	300		鉄
富樫伝右衛門	300	米積下	なし
本郷吉右衛門	300	米積下	なし
伊藤清左衛門	300	米積下	なし
斎藤勘太郎・本屋栄治	300	木綿引当	衣料
三浦長右衛門	250	木綿引当	なし

典拠：各差引帳

貸金の約二割は穀物を移出する商人への前貸金に充てられている。それは松本への穀物引渡で精算することが多く、時には現金で返済されることもある。

穀物商人以外では、松本を介して衣料を移入する商人が、木綿類を引当に松本から借金することが多い。たとえば斎藤

勘太郎は土崎の呉服・太物商^(註)で、松本を介して衣料品二〇両を買う一方、衣料を引当として松本から一二九七両を借りている。

表11のように、松本の大口の貸金は移出入取引のある穀物商、衣料商に対して行われている。したがって、松本の貸金は基本的に移出入仲介業の延長線上にあり、取引先への資金供与として発展したものと考えられる。小宿が移出入商人に資金を供し、また延べ払いに対応して決済を代行することは、濫で行われる移出入取引に信用を与え、安定させる意味を持ったであろう。

六 その他

(一) 自分荷物の取引

移出入商品に対して小宿はその売買を仲介するのみであるが、荷物を自己の在庫とし販売することも無かったわけではない。差引帳に「引受品出入」の項があり、一六〇〇両余の商品を自分荷物として購入している。うち一〇八〇両は鉄類である。その中には前年からの在庫も含まれている。鉄類は少額ずつ多数回にわたって領内商人に分売されており、小口で分売するため一旦松本の在庫としたものであろう。次いで三八七両に及ぶ木綿類の在庫がある。うち二五〇両は前年か

らの在庫である。船載の木綿の購入を予定していた商人が代金を用意できなかったため、松本が購入した例もある。また、五八両の大豆・小豆を購入しており、これは問屋へ引き渡す荷数を揃えるための購入である。ともあれ、船手の荷物を松本が買うのは、鉄類のように小口での分売が必要であるか、集荷や売り捌きの都合による便宜的な処置であつたと考えられる。

(二) 蔵宿

松本家は蔵宿を兼営していた。「蔵宿寄合」が穀保町地蔵院で開かれたという日記の記事のなかに、寄合開催を知らせる廻文があり、その差出人は越前屋弥兵衛、須摩屋彦十郎で、宛名は石野屋（勘助・小宿）、播磨屋（六兵衛か）、長谷川（伝吉か）、三熊（三浦熊吉か）、黒丸（喜惣兵衛）、佐兵、根孫（小宿・根木屋孫十郎）、岩喜（岩城喜兵衛・小宿）、真鍋、松本（与右衛門・小宿）、金子、貝新（貝田新五郎）、加々久（加々屋久助か）であり、彼らは蔵宿であつたと考えられる。人数は差出人と宛名をあわせ一五名となるが、安政元年（一八五四）の「万用大宝恵」は蔵宿株が一五あつたとしており、これと一致する。うち小宿兼営者が少なくとも四名おり、松本もその一人である。同じく「万用大宝恵」に、次のように松本が土蔵を購入した記事がみえる。

穀保町土蔵屋敷売渡願書写

乍恐以書附奉願上候

杉山屋七蔵所持之石保丁五郎八蔵屋敷・家共悉皆代金式百五拾両二而永覚町松本や与右衛門へ永代売渡申度、五郎八事直々蔵守致差置度段共願申出、町内組内相談仕候処、双方落合御座候、尤願濟之上ハ歩一金式拾五両也買人与右衛門より上納可仕候間、乍恐御障無御座候ハ、願之通被仰付被下置度奉願上候

右之趣宜敷被仰上被下置度奉願上候、以上

売人 杉山屋七蔵

買人 松本屋与右衛門

組頭杉山屋七蔵蔵守 五郎八

組内田牧平助蔵守 竹松

同加々屋富太郎蔵守 四郎兵衛

同麻木松太郎蔵守 伊惣治

同田牧平助蔵守 清五郎

町代 小田屋佐兵衛

寅九月

右は双方より判取、穀保丁町代へ出、夫より駅場処へ差出、則久保田御町処へ御仕送相成、願之通被仰付たるもの也

すなわち松本は問屋杉山所有の土蔵を二五〇両で購入し、この蔵には五郎八という蔵守がいた。

松本家資料の「両蔵穀出帳」に、「五郎八蔵」「伊兵衛蔵」からの出庫の記録があり、先にみた松本の仲介した移出穀物のほか、荷主から預かり荷主に出庫した荷物、つまり松本の仲介を受けない荷物も保管されていた。品目は米・大豆・荳粕などで、もっぱら湊へ川下げされた荷物を保管していた。⁽²⁸⁾

先にみた貸金の担保としての木綿は保管されていない。

穀保町蔵守屋敷

甚太郎	左右衛門	長谷川
〃	〃	〃
五郎兵衛	重兵衛	右同断
庄八	久右衛門	五兵衛
伝兵衛	作十郎	
小助	新五郎	惣蔵合三十二
与兵衛	五郎八	東
根木屋	清八	側
伝兵衛	四郎兵衛	人
七兵衛	伊惣治	家

長四郎	清五郎
六兵衛	須磨彦
勘四郎	三郎兵衛
弥右衛門	〃
伊兵衛	吉右衛門
万右衛門	横蔵
右同断	御旅所
	荒畑地
	石野屋
	重三郎
	三右衛門

右の配列は蔵の位置関係を示し、〃は道路を示すと思われる。土崎湊穀保町に三〇棟強の蔵があり、そこに五郎八蔵・伊兵衛蔵もあった。松本家の「万日記」の慶応元年一月二日条に「新町両蔵開き」とあるのはその二つの蔵であろう。新町とは穀保町の別称である。両蔵の蔵敷収入は、差引帳では「蔵敷・諸掛」などと包括的に記され、かつ蔵の名称が記されていないため、明らかにするのが難しい。

(三) 導船

松本家は導船株を所有していた。導船は港内輸送に従事する船のことで、「土崎港町史」には、穀保町の米蔵から、取引が決まった米を廻船まで運ぶと記されている。⁽²⁹⁾傍証をあげれば、土崎湊の港湾諸業者に関する規定を収録した「御用記先例書」では、書き出しに「導舟主へ」とある規定のなかで、

元舟（廻船）へ荷を積んだら引き取ることを、積入・出帆時に元舟へ乗り込み酒食を請わないことを令した記事がある。文政年間の導船方の書上によると、「導船賃」に四種があり、「沖瀬取御米」は一俵につき一文、「同（沖瀬取）売米」は同一四文、「川内御米」は同五文、「川内売米」は同一一文で、賃銭は所定の割合により船持と船頭・水主で分けることになつており、また「出帆之節導船江米積入、本舟沖へ出候而も風波荒相成、導船沖江出兼候節、於問屋川崎舟二而積入申度時ハ、賃銭双方江請取来候」と、米を積んだ導船が風波により河口外へ出られない場合、問屋が川崎船を用いて廻船へ積み入れることもあつた。導船と川崎船のすみ分けについては時期により差があつたようだが、明治二十年には「川内導船賃」が六厘五毛、「沖掛り元舟工直届」は一銭で、導船が河口の内外で舢として運行していたことが分かる。

導船による松本の収益はいかほどであつたか。差引帳の「導船方割渡」という項目に収入額が記されている。すなわち五月六日に六両、六月十三日に四両、七月十一日に六両、九月六日に六両、同日に三両三歩三朱、十一月十九日に三七兩一朱、合わせて六三兩余を得ている。松本家の帳簿には、導船が何を運びいくら賃銭を得たかという個別の記事はなく、船持として賃銭の分配金を受け取つたのであろう。

（四）亀田藩土崎回漕米蔵元

松本は安政四年（一八五七）十月、亀田藩の依頼により「土崎湊下ゲ米蔵元」に就任した。その役割は、松本が毎年夏に二五〇両を先納金として亀田藩に渡し、冬から春にかけて亀田藩が土崎湊へ送る藩米で元利を精算するというものである。松本と一緒に、仲買商である加賀屋東十郎が「取扱方」を委託されている。

この業務を通じて、松本は若干の蔵敷収入を得ているが、米の売却でどれほどの利益があつたかは不明である。亀田藩の目的は松本からの資金融通であつたと思われる。すなわち、先納金の他に松本は、安政六年（一八五九）五月には来春湊下げ米を引当に八〇〇両、八月には当秋下げ米を引当に二〇〇両、万延元年（一八六〇）四月には定例の二五〇両、当秋下げ米を引当に一三〇両、同年八月には勝手向き要用のため二〇〇両を貸し付けている。松本にとって調達金の増大は望ましくなかつたようで、のちには先納金以外の調達金は断るようになった。のち、文久三年（一八六三）から、土崎の小宿・岩城喜兵衛が新たに蔵元に加わつた。その業務は松本と同様である。松本は慶応元年にも二五〇両の先納金を納めていることが差引帳から分かる。このように、小宿松本の米穀販売能力や資金力は、隣藩から資金融通を期待される程のものであつた。

六 小宿の業態

最後に、小宿の業態について改めて考えてみたい。

小宿と称する業者は各地の湊にあった。箱館の小宿は問屋と同様に荷物の取引に携わったが、取引量は問屋と小宿で七対三と制限され、小宿は廻船の支援・管理に従事しないという差があった。⁽³⁰⁾新潟では大問屋が遠隔地を結ぶ廻船、小問屋が庄内・上越など近在の廻船を扱い、小宿は大問屋のために売買を仲介し水主の宿となった。敦賀では廻船を扱う売問屋と、売問屋から荷物を買って売りさばく買問屋があり、小宿はもっぱら水主の宿であったという。⁽³¹⁾名称は同じ小宿であっても業態は一概ではなく、個別の検討が必要である。

土崎湊の小宿はどうであったかと言えば、幕末期の松本家の経営史料によれば、湊を通じた移出入取引を仲介し手数料収入を得ることが基本的な業務で、そのほか決済の代行、移出入商人への資金供与、注文の取次、集荷の支援、輸送取次など、移出入取引に随伴する各種業務に携わっていた。貨物の中継・分散を担い、金融機能を有する点で、小宿の業務は問屋のそれに類似するものだったと言うべきであろう。問屋との関係は相互補完的であり、問屋は船手の窓口となり小宿は領内商人の窓口となる点で、問屋と異なっていた。もっとも

も、問屋との差異については船手との決済や口銭・役銀の処理など、問屋側の史料に依拠して別途検討する必要がある。

領内の移出入商人にとって、小宿は船手・問屋との折衝や決済を代行し、延べ払いを受け容れ、資金供与も期待できる存在であり、そこに小宿が必要とされる理由があったと思われる。一方、冒頭の史料でみたように、船手・問屋との直接交渉を望む商人もあった。小宿の仲介や資金力を、不要もしくは障害とみる商人は存在したはずであり、土崎湊における移出入取引のすべてに小宿が関わったとは思われない。

本稿は慶応元年の経営史料を対象を絞り、小宿経営を形式的にとらえることに力点を置いた。歴史的な変遷や問屋とあわせての商品流通史上の位置づけについては今後の検討課題とする。

末筆ながら貴重な史料をご提供いただいた松本圭司氏に謝意を表したい。

註

- (1) 秋田県立博物館所蔵松本家資料A18「万用大宝恵」。
- (2) 「覆刻東講商人鑑」(無明舎出版、二〇〇六年)。
- (3) 橋本五郎左衛門「八丁夜話」文政十一年三月十五日条、【第二期新秋田叢書】一(歴史図書社、一九七二年)三七五頁。
- (4) 今村義孝「土崎湊小宿文書について」(「秋大史学」

- 一四、一九六七年)。
- (5) 『秋田県史』三(秋田県、一九六五年)二四一頁。
- (6) 松本家資料A2「万日記」。
- (7) 松本家資料A11「万日記」。
- (8) 松本家資料A6「万日記」慶応元年六月。
- (9) 中西聡『海の富豪の資本主義』(名古屋大学出版会、二〇〇九年)二四一頁。
- (10) 松本家資料B18「目録帳」。
- (11) 史料中の「永式拾式匁四厘」は銀目立ての金額を正金に換算したとき生ずる端数を示すためのもので、永一〇〇匁＝金一兩である。
- (12) 金森正也「久保田大町転入者の質株取得―館蔵資料・弘化三年の質株札をめぐる―」(『秋田県立博物館研究報告』一八、一九九三年)三五頁。
- (13) 松本家資料A18「万用大宝恵」。
- (14) 以下しばらく松本家資料A6「万日記」による。
- (15) 『秋田市史』三(秋田市、二〇〇三年)二六五頁。
- (16) 松本家資料B11「極書帳」。
- (17) 松本家資料A6「万日記」。
- (18) 松本家資料A6「万日記」元治元年十一月二十三日条。
- (19) 松本家資料P95借用金証文。
- (20) 松本家資料B16「当座帳」、B18「目録帳」および差引帳による。
- (21) 『覆刻東隣商人鑑』(無明舎出版、二〇〇六年)。
- (22) 松本家資料A6「万日記」慶応元年三月十三日条。
- (23) 松本家資料A18「万用大宝恵」。
- (24) 松本家資料B12「両蔵穀出帳」。
- (25) 『王崎港町史』復刻版(加賀谷書店、一九七九年)一七四頁。
- (26) 秋田県公文書館所蔵、混架資料二―二〇〇―四「御用記先例書」四。
- (27) 秋田県公文書館所蔵、混架資料二―二〇〇―五「御用記先例書」五。
- (28) 松本家資料B273「蔵敷手数料口銭諸質銭控」。
- (29) 以下、松本家資料A19「亀田様御米御用帳」による。
- (30) 『函館市史』通説編一(函館市、一九八〇年)三六九頁。
- (31) 宮本又次「日本近世問屋制の研究」(刀江書院、一九七一年)一七五、一八七、二七一頁。